

≡ 文化財だより

第 1 号

昭和63年3月

発行 真鶴町教育委員会

「文化財だより」発行にあたり

真鶴町教育委員会

教育長 牧岡靖治

神奈川県に人跡が記されてから、およそ三万年になるといわれております。

当町においても、縄文期の遺跡である釈迦堂遺跡があり、はるか縄文の時代から現在に至るまで、我々祖先の生活の営みが積み重ねられてきました。

こうした我々の祖先の生活・信仰・文化の所産である多くの文化財が、町内に蓄積されております。

教育委員会では、指定文化財展、民俗資料館での展示事業等とおして、文化財の保護と活用を図っております。

さらに、昨年度より町当局においても、町史の編さんに着手し、資料や情報の収集をしております。

このような文化財保護事業に加えて、このたび、文化財だより第一号を発行する運びとなりました。

本紙のねらいは、町民の皆様は、町の文化財をご紹介したり、文化財保護事業の概略をお知らせすることにより、町の文化財についてのご理解をいただき、郷土の文化財を守っていただくとする意識の高揚にあります。

目次

- 「文化財だより」発行にあたり…… 1
町教育委員会教育長 牧岡靖治
「文化財だより」発行に寄せて…… 2
町文化財審議委員会 議長 平井敏正

＝文化財の保護と活用を＝

- 一、文化財とは…… 2
二、文化財保護の歩み…… 3
三、文化財保護の推進…… 4～5
町史編さん室レポート…… 4
真鶴の歌碑…… 5
～与謝野晶子～
岩小学校郷土研究クラブ紹介…… 6～7
真鶴地名考 ～真鶴～ …… 8
町文化財審議委員 遠藤勢津夫 |

＜資料＞

- 指定文化財一覧…… 9～10

町の文化財、ひいては町の歴史を知り、それらを身近なものとしていくことによつて、郷土愛にまで高めていけたら幸いと存じます。

先人が積み重ねてきた知恵を、文化財をとおして学び、それらを今後の私たちの生活の糧として活用していくこと、さらにそれらを後の世代によりよい姿で受け継いでいくことが、私たちに与えられた使命ではないでしょうか。

これからも文化財だよりの内容充実に努力してまいる所存ですので、町民の皆様の一層のご協力をお願いしまして、発行のごあいさついたします。



「文化財だより」発行によせて

真鶴町文化財審議委員会
議長 平井敏正

真鶴町におきましては、「真鶴町郷土を知る会」をはじめとする多くの調査、研究の成果をふまえて、過去十回にわたる町重要文化財の指定をしてまいりました。さらに、一層の愛護と活用を図るべく、指定文化財の解説編の作成・提供などの努力を重ねてまいりました。

これらをもとに、文化財保護活動が、町当局や町民の方々の深いご理解とご援助によって、大変活発になってまいりましたことは、文化財保護の事に直接かわっている私どもといたしましても、大きな喜びであります。

このたび、教育委員会から「文化財だより」が発行されることとなりました。

これは、町民の皆様により町の文化財を紹介することによって、文化財を身近に感じていただき、愛護の念を高めていただくことを願いとしているものであります。

文化財は、私たちの歴史・文化の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであると考えます。

昭和二十五年に制定された文化財保護

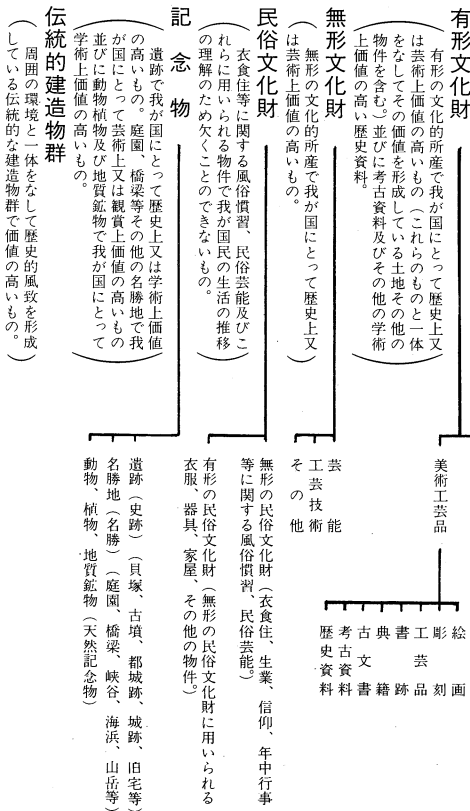
法において、文化財は国民の貴重な財産であると謳われております。この法の制定は、前年の法隆寺金堂の焼失により、文化財保護の抜本的対策を樹立する必要から生まれたものです。

法を制定し、事故等から文化財を守ることは、必要なことであります。しかし、それ以上に町民ひいては国民一人ひとりが、文化財の意義を理解し、保護と活用を図っていく姿勢・態度を身につけることが、最も重要であると思います。

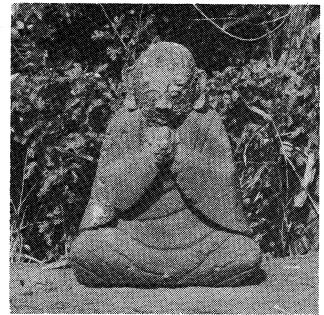
今後とも、町当局や町民の皆様方の格別のご理解とお力添えを頂き、真鶴町の文化財保護行政の一層の飛躍を願っております。

=文化財の
保護と
活用を=

～文化財保護法にいう「文化財」とは～



一、文化財とは



文化財について、法律の面から簡単に説明いたします。

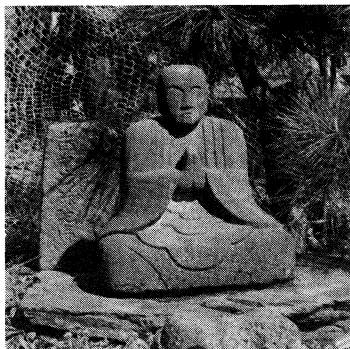
文化財という言葉が広く使われるようになったのは、昭和二十五年に文化財保

護法が制定されてからです。
同法の目的において、文化財はわが国文化の創造のための基盤、母胎であるといわれております。

国民、所有者等の心構えとしては、所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、その文化的活用にも努めることが求められております。さらに、一般国民に対しては、文化財保護のために国および地方公共団体が行なう措置に協力することが、要請されております。また、国および地方公共団体は、この法律の執行にあたって、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならぬとされています。

では、文化財がどのように分類されているかというと、左記のようになります。

二、文化財保護の歩み



近年、社会の変化は、私たちの生活にさまざまな影響を及ぼしています。

人々の価値観も「量から質へ」と変化し、それに伴い、地域社会の歴史や文化への関心が高まりつつあります。

また、国際化の進展に伴い、日本の文化を再認識し、保護していこうという気運が高まっています。

このような状況をふまえ、町教育委員会で、今後も文化財保護行政を遂行していく所存です。

さて、文化財の保護が、どのような経緯で推進されてきたのでしょうか。制度的な面から簡単に説明いたします。

明治4年 古器旧物保存方 太政官布告

明治維新による急激な変革

により、伝統的なものの破却をもって、文明開化とする風潮がみられ、さらに廃仏毀釈による寺院の没落等

があり、伝存する美術品、建物等の保存が重大な危機を迎えたため、政府より布告されたもので、わが国最初の文化財保護制度。

明治13年

古社寺保存金交付制度

明治13年～27年まで、内務省の所管として実施。

明治21年

臨時全国宝物取調局設置

明治21年～30年まで、宮内省の所管で、全国的に美術品、建造物の調査を実施。

明治30年

古社寺保存法

現行の文化財保護法と本質的に異ならないが、保護の対象が原則的に社寺所有の物件に限られていたのが特徴で、国宝保存法が制定されるまで存続した。

大正8年

史蹟名勝天然記念物保存法

国土の開発による破壊から史蹟名勝を守るために制定。

昭和4年

国宝保存法

保存の対象を古社寺の所有する物件に限定した古社寺保存法に対し、個人、国、地方公共団体等の所有する

昭和8年

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律

国宝以外の重要美術品の海外流出を防ぐために制定。

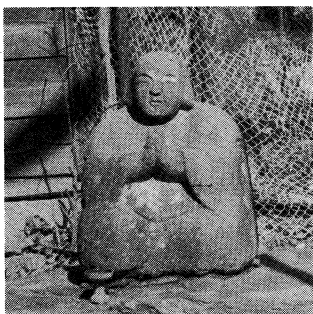
昭和25年

文化財保護法

法隆寺金堂の火災を契機として、それまでの国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、史蹟名勝天然記念物保存法を統一するとともに無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財を保護の対象に加え、体系的に整備。

以上、わが国の文化財保護制度の歩みを簡単に述べてまいりました。

県においては、昭和28年に神奈川県文化財保護条例が制定され、当町においては、昭和45年に真鶴町文化財保護条例が制定され、今日に至っております。

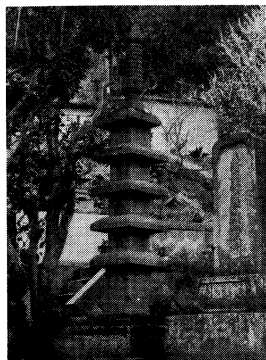


三、文化財保護の推進

真鶴町では、教育委員会において、文化財保護行政を担当しております。

文化財の保存及び活用について、町文化財審議委員会に諮り、ご意見をいただき実施しております。

こうした事業の中からいくつかご紹介いたします。



町指定文化財「五層塔」

町重要文化財指定事業

昭和四十五年から五十五年までの間に、十次に及ぶ指定をしてまいりました。

これは文化財審議委員会の答申を得て、「郷土を知る会」の協力により指定をいたしました。

指定件数 93件(指定文化財一覧参照)

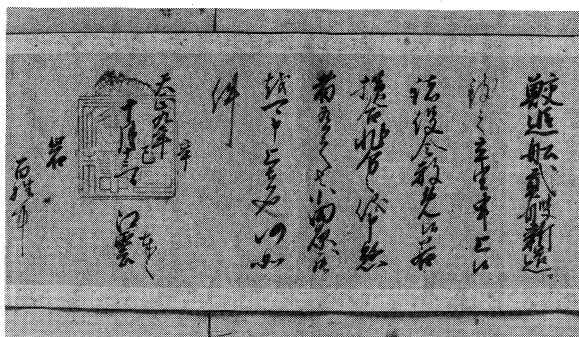
古文書複製事業

町重要文化財に指定されている古文書の中には、損傷の著しいものや、個人で所蔵されているものが多数あります。

こうした古文書類は、消滅・散逸のおそれがあり、至急保護する必要があります。

教育委員会では、町民の皆さんのご協力により、古文書の複製事業を順次実施しております。現在までに複製した古文書は次のとおりです。

肴鮑海老売買文書・北条氏朱印状・真鶴村書上ヶ帳・古書類写集・巖屋縁起日



町指定文化財「北条氏朱印状」

文化財展示事業

町民の多くの方々に、文化財と接する機会を持つていただくため、文化財の展示事業を実施いたしました。

昭和五十九年度は石材業史展、昭和六十年度は漁業史展、昭和六十一年度は風外道入展を実施いたしました。

昭和六十二年度は、指定文化財展（瀧門寺所蔵物件を中心に）を三月二十三日から四月三日まで、町民センターにおいて実施いたします。



昭和59年度 石材業史展より

町史編さん室レポート

海と緑の豊かな自然環境に恵まれたわが真鶴町の今日の姿は、私たちの遠い祖先の長い歴史の積み重ねの上に成り立っているものであります。

しかし、近年の社会情勢の変化は、都市化による開発の波となつて現われ、自然景観や生活様式までも変わりつつあり、先人たちによって、残され守り伝えられてきた過去を知る郷土の貴重な歴史資料が、損傷と散逸の傾向にあります。

本町では、これまでに多くの文化的遺産を町重要文化財に指定し、保護すると同時に、その時代時代の人々の生活実態に光をあててきましたが、そうした経験、実績をふまえて、このたび総合的な町史の編さんに取り組むことになりました。

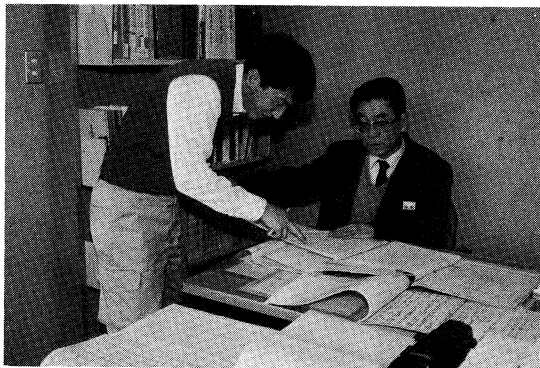
町史を編さんすることは、郷土の歴史をかえりみ、その生い立ち、変遷、発展のあとをたどり、理解を深め、町民それぞれが地域社会の将来のあるべき姿・進むべき道を追求し、展望するために欠くことのできないものです。

町史編さん事業は、町総合計画に位置づけられており、昭和六十二年度に着手し、資料所在目録、資料編、通史編を順次発行し、昭和六十七年度に終了する予定です。

また、その実施にあたっては、町史編さん委員、専門委員、資料調査員等を委嘱し、町民の多くの方々の参画と協力をいただき、進めていく予定です。

しかしながら「町史」の編さんは、多くの時間と労力が費やされる仕事であり、その基礎となる考古資料、古記録、文化財だけでなく、近現代の住民生活に関する資料等が必要になります。

詳しくは「広報まなづる」等に順次掲載しておりますが、読みやすい町史にするためにも、町民の皆様方のご要望をお寄せいただきたく、また、身近にある資料の提供についてご協力をお願いいたします。



古文書判読中の職員

調査研究及び 資料作成事業

文化財の活用と普及を図るため、関係資料の作成をしてまいりました。

作成した資料は、教育委員会・公民館にありますので、参考資料としてご利用下さい。

●真鶴町重要文化財指定目録（第一次）
（十次）

●真鶴の文化財（第一集～六集）

●解説真鶴町重要文化財（村勢編他）

●ふるさと史話 真鶴湊

●真鶴 地名のルーツ

団体の補助及び 育成事業

町内には、郷土史を研究している団体（郷土を知る会）や、町の伝統芸能を保存しているところとする団体（鹿島踊り保存会）があり、こうした団体の活動や事業に対し補助をしております。

民俗資料館展示事業

民俗資料館は、昭和六十一年二月に開館いたしました。

開館にあたって、土屋文雄氏の御厚意により、土屋家旧宅を借用し、多くの貴

重な美術工芸品、生活用品を寄贈していただきました。

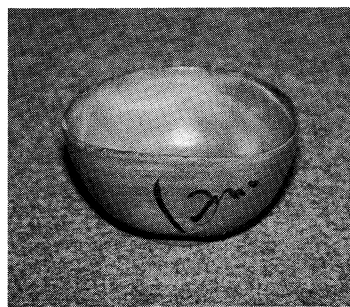
これら土屋家からの寄贈品を中心に町が所蔵している漁業・石材業関係の史料を展示しています。

開館日時は、毎週火・木・土・日曜日

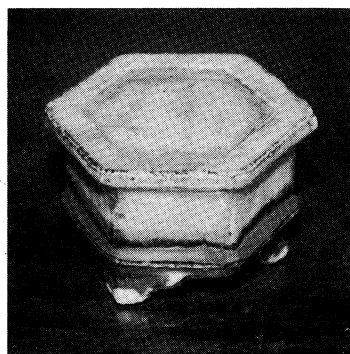
民俗資料館展示作品より



白梅太子図
佐々木 尚文 画



唐津風小鉢



美洲水入
河合 寛次郎 作

及び祝祭日の午前十時から午後四時までです。入館料は無料です。
一人でも多くの方に館を利用していただくため、これからは資料の収集及び展示の充実に力を入れたいと思います。

真鶴の歌碑

三ツ石を望む岬の突端に一つの歌碑が建っているのをご存じですか。

日本の近代を代表する女流歌人と謝野晶子の歌碑がそれです。

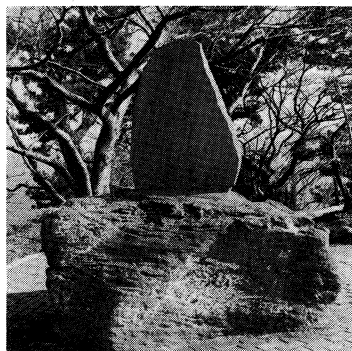
この歌碑の歌は、昭和六年、当時真鶴に在住していた三宅克己画伯宅を訪れ、歌会を催した際の作品といわれます。

わが立てる

真鶴崎が二つにす

相模の海と

伊豆のしら波



昭和27年建立

岩小学校郷土クラブでは四年生から六年生までの七名が担当の鈴木洋一先生の指導のもとに、月に二回郷土の歴史を研究しています。

先生に伺ったところ、郷土の歴史に興味をもち、目を向けていくことは、小学生なりに大切なことであり、そのことによって郷土を知り、やがて郷土愛まで育ってほしいという願いをお持ちになっているとのことでした。

岩小学校を訪問して、子どもたちの輝いた瞳が印象的でした。以下子どもたちの研究の一部をお知らせします。

岩の船出の浜

4年 石田朋一

頼朝は、土肥実平の力で、さめ追い船に乗って岩の浜からにげることができた。どうして、頼朝は岩の浜からにげたのだろう。熱海とか湯河原の方から出ればすぐに船に乗れたのと思った。でも、大庭景親の追っ手に囲まれてしまったことがわかった。実平が追っ手をうまくだまし、村人も協力してくれた。実平がいなければ追っ手につかまっていただろう。船出の浜の意味がわかった。



いわやのなぞ

6年 部長 鈴木雅美

郷土研究クラブは、部員7人の小さなクラブです。でも、このクラブに入ってから、社会の勉強がとてもわかりやすいです。クラブの時、特に不思議だったのが、しとどのいわやでした。同じしとどのいわやが2つと、しとどのいわやと思えるものもあったからです。どれが本物かは、いまだにわかりません。どれも本物に見えてしかたありません。全部本物だったらいいと思うと、伝説がなくなるし、せっかくまつた真鶴や湯河原のしとどのいわやがかわいそうな気がします。みんなで、もっとしとどのいわやを調べて、3つのいわやのなぞを早くあかしたいです。



クラブに入って

4年 伊藤弘和

ぼくは、郷土が好きなので、このクラブに入りました。このクラブで頼朝のことを調べるために、頼朝に関係ある船出の浜、しとどのいわや、石橋山、佐奈田神社、鎌倉などに行きました。そして、真鶴や岩のいろいろなことを知ることができました。ぼくは、郷土研究クラブに入ってもよかったと思います。

ふるさと教室に参加して

5年 渡辺智廣

夏休みにあった「ふるさと教室」で、源頼朝のことを調べると書いてあったので、クラブで頼朝について調べていることから、ぼくは、参加した。クラブで参加したのは、3人でぼく達以外にだれも来なかった。最初に行ったのが城願寺で、そこに七騎堂という所があり、頼朝と仲間の6人の木像があった。次に行ったのが、湯河原駅前にある土肥次郎実平の銅像でくわしく説明を聞いた。その後、湯河原のしとどの岩屋へ行った。真鶴はとても小さくて深さがよくわからないが、そこは大きな所だ。たぶん両方とも地震か何かでくずれたと思う。クラブでもその前に見学に行ってどちらが本物か話し合った。機会があたったらまた参加したいと思う。



源頼朝開帆處の碑の前にて

クラブで~す

しとどのいわやにて



石丁場に行って

5年 高橋太一

クラブでいろいろなところに行ったけど、石丁場で石をわらしてもらったことがとてもよかったです。大きな石が簡単にわれてしまうのです。また、小松石の彫刻がとてもきれいで、うまかったです。



ぼくたち
わたしたち

小岩 郷土研究

石丁場の見学

4年 山田真水子

石丁場の見学でわかったことは、私たちの住む真鶴には2種類の石がとれ、新小松石と本小松石があるということです。本小松石は、以前からほられていたもので値段も高いそうです。また、石の中に水分がふくまれている、こおるとわれることもあり、赤っぽい色や青っぽい色があらわれることがわかりました。



岩海岸にて

しとどのいわやについて

5年 遠藤充朗

クラブで頼朝のことを調べに真鶴のしとどの岩屋に行った。中には、仏像が置いてあり、暗くて深そうだった。人に聞くと地震などで少し上の岩が落ちてきて、穴が小さくなってしまったそう。湯河原のしとどの岩屋に行ってみると、真鶴よりもたくさんの仏像が置いてあり、入口が広い。地震でくずれてしまったのではないかなと思う。頼朝がかくれたのは、真鶴か湯河原か言い合っているらしいけど、ぼくは、おそらく両方ともかくれたのだと思う。それは、頼朝はたくさんかくれて、平氏の目をごまかすしかなかったからだ。頼朝は、岩海岸からさめ追い船に乗って平氏の目をごまかした。ぼくは、頼朝をかばった真鶴の人たちはえらいと思う。

真鶴地名考

真鶴町文化財審議委員 遠藤勢津夫



わたくしたちの住む「真鶴」という地名は、いつごろから、どのような意味をもつて使われてきたものでしょうか。

まず、文献上で「真鶴」（真名鶴・真奈鶴）という地名が初めて確認されるのは、鎌倉幕府の記録である吾妻鏡（あづまがみ）の治承四年（一一八〇）八月二十八日の条の、石橋山の合戦に敗れた源頼朝主従が箱根山中から逃れ、「真名鶴崎から船で安房（千葉県）の国に向かった」という記事です。これによって、平安時代の末には「真名鶴」という地名が使われていたことがわかります。おそらく、それよりはるか以前から使われていたことでしょう。

では、この「真鶴」の名は、何にもとづいて、どのような意味をもつて名付けられ、使われてきたのでしょうか。

一つの考え方に、文字通り、かつては鶴がたくさん渡来し、生息していたことから出てきたのではないかと、いうものがあります。平安時代よりさらにずっと古い時代には、そのような状況も見られたかもしれません。

次に、故三木二郎さんが述べておられ

ますが、「マナ」とは岩場のことであり、

「ツル」とは連なる、つららのように長いものという意味。したがって、岩が海面に長く突き出たところを表記しているのだという考え方です。真鶴岬を中心にこの地域一帯の岩浜海岸の地形の特色から名づけられたというこの説にもうなづけるものがあります。

また、江戸幕府が編さんした地誌「新編相模国風土記稿」は、東の大磯崎、西の川奈崎（伊東）は鶴が翼を広げたように、中央の出崎（真鶴岬）は、鶴の首に似ているところから「真鶴」の名が起ったとしています。箱根の外輪山や十国峠などの高い所からの展望でないとこうした景観は把握できません。大昔の狩猟や採集の活動や、山岳信仰にもとづく箱根権現などとの往来関係など、現在とは異なった行動範囲や交通関係を背景として考えなければなりません。

さて、皆さんはどの考え方に賛成されますか。いずれをとっても、真鶴の歴史を考える上での一つの手がかりとなりましょう。多くの方々の論議の材料となれば幸いです。

今号から「真鶴地名考」を四回のシリーズで町文化財審議委員遠藤勢津夫氏に執筆していただくことになりました。氏は公職に就くかたわら、郷土史を深く研究されております。過日の町成人学級では、真鶴の地名の起こりについて講演され、たいへん好評を得ました。

そこで、氏の真鶴の歴史や地名についてのお考えをうかがってみました。

どんな動機で地名の研究を始められたのですか。

人名や歴史の事件が地名になって残る場合もあり、地名を姓として名の場合など、地名と歴史（人間活動）の結びつきは大変強いものです。そうした意味から歴史の舞台としての地名に関心を持つてまいりました。

地名は、われわれの生活とどうかかわっているのでしょうか。

「城口」の〇〇さん宅に行きます。とか「一本松」で待っています。「謡坂」の碑の前を右に曲がって……など。地名は共通の指標です。また、いつも夏は「琴ヶ浜」で泳いだとか、「三ツ石」で汐干狩をしたなど。特別の思い出を持つ地名も多いことでしょう。地名には、何らかの形で人間の活動や意識が反映しています。

われわれ町民として、今後どのように地名に関わっていったらよいでしょうか。

地名も大切な文化財の一つです。地名の由来を正しく理解し、それぞれに含まれている歴史を考えていきたいものです。地名を大切にすることが郷土愛への第一歩といえましょう。

次回からは、真鶴を特色づける石材や漁業等の特集を組んで、発行する予定です。

発行にあたって、ご協力いただきました方々に、厚く御礼申し上げます。また、町民共有の財産である文化財の保護について、皆様のご協力をお願いいたします。

編集後記



指定文化財一覽

(昭和63年3月現在)

神奈川県指定文化財

神奈川県指定無形文化財 昭和33年11月

(貴船神社祭礼)

神奈川県指定無形民俗文化財 昭和51年10月19日

(貴船神社祭礼)

神奈川県指定天然記念物 昭和54年2月16日

(ウメボシイソ)
ギンチャク)

真鶴町指定文化財

1. 古文書の部

※印は町所有

登録番号	名 称	時 代	備 考	登録番号	名 称	時 代	備 考
1	肴鮑海老売買文書	永祿 7年(1564)	売買文書※	32	田 廣 家 文 書	明 治 34 年	江戸時代の漁業関係を中心とする資料、写本
2	北条氏朱印状	元龜 2年(1571)	鮫追船免許状※	33	大山講諸掛帳	明 治 時 代	明治時代の真鶴港石材運搬船の動向を記録
3	北条氏朱印状	天正 9年(1581)	〃	34	船 長 記 録 帳	明治～昭和時代	明治から昭和に至る真鶴港石材運搬船の動向を記録
4	石巻康貞手形(断片)	天正 9年(1581)	漁船免許状※	35	金子借用証文	江 戸 時 代	真鶴村小前一同の借金返済約定
5	北条氏朱印状	永正17～天正18年頃 (1520～1590)	漁民下知状	36	池田彌惣兵衛 鯛長縄漁関係文書	江 戸 時 代	近世上方漁法の伝播に関する資料
6	源頼房公来駕記	寛永 20年(1643)	風外道入筆	37	規定一札之文	江 戸 時 代	福浦村大数網経営に関する資料
7	鴨 窟 縁 起	正保 2年(1645)	蔭山筆	38	入置申入札之事	江 戸 時 代	真鶴村漁師舟揚場購入について
8	巖 屋 縁 起 日	正保 2年(1645)	風外道入筆	39	漁 業 場 の 件 儀 小 前 一 同 集 儀	明 治 時 代	真鶴村入会海面の利用規定
9	貴宮大明神縁起	慶安 3年(1650)	〃	40	根府川村黒根沖 根府網張立関係文書	明 治 時 代	平井直梁の根府網経営関係資料
10	貴宮大明神奇進奉加状	慶安 3年(1650)	〃	41	無 尽 錢 記 録	(明治初期か)	貴船神社を中心とする無尽講
11	相州西郡西筋 真鶴村書上ヶ帳	寛文 12年(1672)	最古の村勢要覧	42	證 拠 留	江 戸 時 代	近世上方漁法伝播に関連する資料
12	真 鶴 八 詠	享保 9年(1724)	伝風外道入作	43	萬 之 大 宝 恵 帳	江 戸 時 代	真鶴村・岩村等にかかわる災害資料
13	夜琴亭松十奉納の掛札	安永 8年(1779)	吞吐、松十、泰乙の連歌	44	諸 事 奉 納 扣 帳	江 戸 時 代	貴船神社の諸祈願記録、信仰関係を示す
14	岩村切支丹宗門 御改御帳(入別目録共)	嘉永 5年(1852)		45	神社御取調書上帳 (真鶴村)	明 治 時 代	明治3年、真鶴村の神社関係調査報告
15	仏光山・発心寺 当寺由来記	宝暦 6年(1756)	最古の寺縁起	46	神社御取調書上帳 (岩村)	明 治 時 代	明治3年、岩村の神社関係調査報告
16	相州西郡真鶴村書上ヶ帳	宝暦 4年(1754)	村勢要覧・第一次指定の写本か	47	取 調 書	明 治 時 代	明治6年の神社実状調査
17	元祿四年「覚」他 (21種 23点)	元祿 4年(1691)他	元祿4年以降、天保3年にいたる入会関係原本・写本等	48	御 窺 書	明 治 時 代	明治6年神社祭祀関係
18	山 論 訴 返 之 写 他	明治 2年(1869)	慶応4年吉浜村との入会論争の関係文書の写本等	49	覚 (瀧門寺末書上)	江 戸 時 代	岩村内各寺の状況
19	古 書 類 写 集	明治 27年(1894)	近世入会関係を中心とする文書の写本集	50	校割牒帰命山如来寺	江 戸 時 代	如来寺の財産目録
20	出 入 一 件 口 書	嘉永 2年(1849)	岩村の石材業と漁業の関係を述べる	51	瀧 門 寺 由 来 書	江 戸 時 代	瀧門寺の開山由来
21	心観院様御宝塔 御用石直段帳	安政 3年(1856)	徳川十代將軍家治の夫人の供養塔	52	御 調 書 上 帳	江 戸 時 代	地誌作成に伴う調査
22	波戸場御用石請負書	安政 6年(1859)	横浜開港用建築石材	53	校割牒多宝山瀧門寺	江 戸 時 代	瀧門寺の財産目録
23	御本丸御用石等 寸間並直段積帳	安政 7年(1860)	安政6年江戸城本丸築上による復興関係	54	諸岳山総末寺住持職之事	天 正 15 年	瀧門寺最古の文書
24	去ル戌年西御丸御納納山元 切出高員数同様今般御用石切 出候見積石代銀運賃書上帳	安政 6～7年頃 (1859～60頃)	江戸城修築の状況の資料	55	道了山関係文書(4通)	慶 長 年 間	瀧門寺と道了山との関係
25	増上寺昭徳院様御宝塔 普請御用石類入札注文帳	慶応 2年(1866)	14代將軍家茂の宝塔資料	56	末寺昌満寺関係文書(3通)		末寺江之浦昌満寺関係
26	尾張様御自分御石預り帳	元祿 10年(1697)	尾張藩と岩村民の関係	57	末寺自泉院関係文書(2通)		末寺真鶴自泉院関係
27	芝増上寺広大院様御 御用石割合帳	弘化 2年(1845)	11代將軍家齊夫人の宝塔※	58	末 寺 書 上 げ 文 書	明 治 元 年	
28	増上寺広大院様 御宝塔石積掛書上	弘化 2年(1845)	同 上※	59	瀧門寺梵鐘有無取調	安 政 5 年	
29	小田原御普請御用石代 銀 頂 載	安政 2年(1857)	小田原城普請用石材	60	梵鐘再建寄附帳、諸入費帳	明 治 24 年	
30	御宝塔御用石直段帳	慶応 2年(1866)	14代將軍家茂の宝塔か※	61	衣 食 住	嘉 永 元 年	寺院経済資料
31	船網諸道具等歳数覚記	元祿 15年	漁業経営の実態を記録した冊子	62	曹洞宗岩村戸数帳	明 治 10 年	

2. 古碑・記念碑の部

登録番号	名 称	時 代	備 考
1	巫鳥窟縁起の碑	正保2年(1645)	巫鳥窟の地内 蔭山、刻
2	天神宮造建碑と風外寿塔	慶安元年(1648)	風外堂 風外道人、刻
3	頌 徳 碑	天保2年(1831)	瀧門寺境内 石材資料
4	石 工 先 祖 碑	安政6年(1859)	岩専祖畑 石材資料
5	江戸城用石と石銘		巫鳥窟の地内 石材資料
6	水戸殿石場の碑	江戸時代後期	石材資料※

3. 古地図・絵図の部

登録番号	名 称	時 代	備 考
1	真 鶴 村 絵 図	寛政5年(1793)	最古の地図、彩色※
2	岩 村 図	文政5年(1822)	
3	岩村字沢尻、石丁場絵図	江戸時代後期	

4. 彫刻・美術部

登録番号	名 称	時 代	備 考
1	貴船神社木彫一式		貴船神社
2	宝 印 塔 一 式		瀧門寺
3	五 層 塔	承応3年(1654)	瀧門寺前、光西寺の遺物
4	達 磨 図	江戸時代	風外の作品※
5	大 黒 図	江戸時代	品川台場築造関係資料
6	如 来 寺 半 鐘	江戸時代	瀧門寺、如来寺の遺品
7	風 外 手 跡(12点)	江戸時代	瀧門寺、風外和尚による柔幅

5. 民俗資料の部

登録番号	名 称	時 代	備 考
1	道 標	慶安年間(1648-1652)	真鶴城口、荒井城址入口
2	道 標	元禄7年(1694)	元、釈迦堂入口
3	道 標		児童館前
4	道 標	安永2年(1773)	岩、長坂住宅、道路
5	木造和船模型「貴船丸」	明治12年(1879)	貴船神社、江戸期の和船の典型
6	紀州候御用達船印旗	江戸時代	「紀」の文字を染め抜いた布製旗
7	紀州候御用達船印木札	〃	紀州候家紋と「紀州」の文字を墨書した木札
8	手 札	元治元年	押送船の鑑札として発行された木製手形
9	百万遍大数珠	江戸時代	岩地区念仏講関係

6. 考古資料の部

登録番号	名 称	時 代	備 考
1	中期縄文式土器	先史時代	釈迦堂遺跡の代表的資料
2	石 皿	縄文時代(中期)	釈迦堂遺跡出土の石器
3	須 恵 器(3点)	古墳時代	平台遺跡出土の土器※
4	〃 (2点)	古墳時代	孤塚古墳出土
5	石 釘・石 槍(6点)	縄文時代	釈迦堂遺跡出土
6	須 恵 器(3点)	古墳時代	孤塚古墳出土